第16号議案

府中市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月21日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中都市計画特別用途地区娯楽・レクリエーション地区の種類の変更に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部を改正する条例

府中市娯楽・レクリエーション地区建築条例(平成8年3月府中市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表以外の部分中「第8項」を「第9項」に改め、同表地区名の欄中「府中市民健康センター及び府中市郷土の森地区」を「郷土の森公園地区」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の表地区名の欄の改正規 定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から 施行する。

府中市娯楽・レクリエーション地区建築条例新旧対照(抜粋)

しては、水田印力	(は、改	正部分)
----------	---	-----	------

新

旧

(建築の制限の緩和)

第3条 次表の左欄に掲げる娯楽・レクリエーション地区 第3条 次表の左欄に掲げる娯楽・レクリエーション地区 内においては、法第48条第1項、第3項、第5項、第 6項及び第9項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右 欄に掲げる建築物は、建築することができる。

	地区名	建築することができる建築物
(1)	郷土の森公園地区	省略
省	略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の 表地区名の欄の改正規定は、公布の日から起算して3月を 超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(建築の制限の緩和)

内においては、法第48条第1項、第3項、第5項、第 6項及び第8項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右 欄に掲げる建築物は、建築することができる。

地区名	建築することができる建築物
(1) <u>府中市民健康セン</u> <u>ター及び府中市郷土</u> <u>の森地区</u>	省略
省略	